

DELICA × みどり投資促進税制

デリカ製品が「みどり投資促進税制」の対象機種に認定されました

対象機種の導入で

導入当初の **税負担を軽減** できます。^{注1}

デリカ製品ではマニアスプレッダやバキュームカーなどが制度の対象です。
対象となる型式は以下の一覧でご確認ください。

みどり投資促進税制 デリカ対象機種一覧

<https://www.delica-kk.co.jp/ext/Midori-Zeisei.pdf>



注1) 条件によっては軽減にならない場合があります

「みどり投資促進税制」とは？

化学肥料、化学農業の低減につながり、環境負荷低減に貢献する機械等を導入した場合、導入当初の税負担を軽減できます^{(※)(注1)}。

※ 《法人税・所得税の特別償却》
税負担の軽減には、事前に都道府県の認定が必要です。



$$\text{法人税} = (\text{益金} - \text{損金}[\text{償却額}]) \times \text{税率}$$

特別償却により、**損金[償却額]**が上乗せされると結果的に法人税負担が軽減されます^(注1)。

例 約700万円の機械を取得した際の特別償却



株式会社

www.delica-kk.co.jp

本社工場 〒390-1242
長野県松本市大字和田5511番11(松本航空工業団地)
TEL (0263)48-1180 FAX (0263)48-1190

営業所 秋田出張所 / 宮城出張所 / 栃木営業所
岡山営業所 / 熊本営業所



デリカWEBサイト

安全に関するご注意

- 点検整備** ご使用前には、十分に点検整備を行いましう。
- 取扱注意** 取扱説明書をよくお読みの上、正しく使いましう。